

回				
覧				

11/12、団体交渉開催される！

11月12日、今期初めての団体交渉が行われました。この団体交渉では労組が9月30日に提出した「2008年度秋季賃金・労働条件改善要求」に対する回答（裏面参照）および、今後、人事評価制度に関するいろいろな問題をどのように対応していくかについて、意見が交わされました。裏面の要求内容とそれに対する回答を読んで下さい。全体的には状況説明がほとんどであり、回答と言えるものはほとんどありませんでした。

給与改定について具体的回答なし！

「1.賃金・諸手当について」に関しては6つの項目を要求したにもかかわらず、(1)と(6)についての内容は含まれていたものの、それ以外の項目、(2)過去の人事考課及び相対的人事評価等による長年の不利益の解消、(3)研究職の賃金のあり方、(4)原子炉等管理手当の新設、(5)ガソリン代を考慮した通勤手当、などの要求に対する回答は全くありませんでした。団交の中で労組は、「国家公務員の給与に関する人事院勧告が閣議決定されないと給与について何も回答できないというのでは機構としての自主性がない。」と指摘しました。

新人事評価制度について本格運用としたいと機構が表明、 労組は制度全体について了承できる段階にないと言明

「2.人事評価制度について」では、過去の交渉経緯や試行状況を考慮して労組と誠意ある交渉を行うように要求したのに対し、回答では、労組との協議を踏まえて制度や運用方法などを見直してきたもので、導入後は常に点検し改善を図っていくとしています。労組は団交の中で、「調停システムの申し立て対象が評価結果のみに限定され、しかも実際の処遇への反映が判明しないうちに申し立て期限となるのは納得できない。処遇への反映については交渉が全く進んでいない。これらのことから、新人事制度全体について労組として了承できる段階にない。」と言明しました。

人事評価制度に関しては、2008年6月30日に機構と労組で継続的に協議するものとして確認した内容について、「6級以下の職員の人事評価について（案）」が右のように機構から提示されました。不服申し立て制度で被評価者の希望で立会人を置くようになったこと、評価補助者を置く場合は評価者研修を受講した6級以上の者とし人事部への報告をすること、など、今までに労組との協議により行われた改善点も挙げています。団体交渉の中でも労組は、これら改善を評価していると述べました。また、その中の第4項に「処遇の反映については、続き協議を行っていくものとする。」と書かれています。現状の不服申し立て制度では、調停の申し出は評価結果に限定し、フィードバック面談から1ヵ月以内とされており、処遇の反映結果に対する不服申し立てができません。労組としては今後も、提示された「6級以下の職員の人事評価について（案）」で確認されている内容のとおり、人事評価制度について、最も重要な

「処遇への反映」に関連する問題を重点的に機構と協議を行っていきます。

3.4.5.の各項目では、要求に対する回答がされているものとは考えられません。一方実施されてきた、福利厚生制度の変更などに関して要求した「6.制度変更の一方実施について」では、労働条件に係る事項は貴組合と協議することは当然のことと考えていると述べており、一定の評価ができると考えられます。7.についても何も内容はありませんでした。

19日には12月一時金等の団体交渉が予定

19日には12月一時金等についての団体交渉が予定されています。労組として、不当な切り下げ等がないよう交渉に臨みます。

国家公務員給与に関する人事院勧告完全実施を閣議決定

国家公務員の給与に関する人事院勧告は完全実施するという閣議決定が14日になされました。給与及び一時金については現行水準のままで据え置きという内容です。勤務時間については2009年度から15分短縮されて、1日7時間45分となることが決定しました。

6級以下職員の人事評価制度について（案）

平成20年6月30日に機構と組合との間において継続的に協議するものとして確認した6級以下職員の人事評価制度に係る事項について、その後の協議を踏まえ、下記のとおり確認する。

記

1. 不服申立て制度
不服申立て制度の取扱いについては、不服申立ての試行の結果を踏まえ、別紙1のとおりとする。
2. 評価補助者
評価補助者の位置付けについては、別紙2のとおりとする。
3. 評価の基本的考え方
成果型の評価、チームプレイの評価、発揮能力評価等の基本的考え方については、職員の理解が不足している点もあると考えられるため、今後も周知を徹底していくものとする。
4. 処遇への反映
処遇への反映については、続き協議を行っていくものとする。
5. その他
人事評価制度の導入後においても、運用の過程で出てきた問題については、今後も誠意をもって協議していく。

秋季賃金・労働条件改善要求の各項目とそれに対する機構の回答

要求	回答		
<p>1. 賃金・諸手当について</p> <p>(1) 本給は、政府、政法連等の不当な規制を排し、労組の要求に沿って自主交渉、自主決着すること。このため賃上げ等の財源確保に特段の努力をすること。</p> <p>(2) 旧2法人の処遇の実態を明らかにするとともに、全職員の現員現給表を労組に提示すること。また、モデル賃金を明示し、それに沿って、過去の人事考課及び相対的人事評価等による長年の不利益を解消すること。特に、旧サイクル機構において不当な差別により低い賃金を強いられてきた職員に対し、標準ラインの賃金格付けにすること。</p> <p>(3) 統合後、著しく待遇が悪化している研究職の賃金のあり方について、労組と協議すること。また、旧原研の研究手当受給者を、研究員又は技術員に認定し手当を支給すること。</p> <p>(4) いわゆる原子力施設の運転管理業務等に従事する者に、原子炉等管理手当を新設すること。また、現行の放射線業務手当制度は、到底受け入れられないものであり、混乱の責任を明確にした上で、改善すること。</p> <p>(5) 自動車等により通勤している者の通勤手当は、ガソリン代等の値上がりを考慮し、引き上げること。</p> <p>(6) 臨時職員の賃金は経験年数に応じて増額すること。</p>	<p>職員の給与等については、「社会一般の情勢に適合したもの」とする独立行政法人通則法や「国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするように要請する」との閣議決定の趣旨を踏まえ、慎重に検討する必要がある。</p> <p>現在、国家公務員に係る本年度給与改定方針は、まだ決定されていない。機構においても本年度給与改定の取扱いについて、方針を決定するに至っていない。これを明確にした段階で、貴組合と協議を行っていきたいと考えている。</p> <p>臨時職員の賃金については、本年5月に回答したとおりである。</p>	<p>3. 定年延長・継続雇用制度について</p> <p>(1) 継続雇用者の待遇は、著しく低い年収であり、当該職場の士気にも係わるもので、これを早期に改善すること。</p> <p>(2) 今後の定年延長、継続雇用制度のビジョンを示し、速やかに労組と誠意ある交渉を行うこと。</p>	<p>定年退職日について、本年度から職員が満60歳に達した日以後における最初の3月31日とし、労働条件の改善を行ったところである。</p> <p>また、定年退職者の再雇用については、貴組合と協議の上、制度を設定しており、今後も適切に運用していく所存である。</p>
<p>2. 人事評価制度について</p> <p>(1) 人事評価制度について、過去の交渉経緯及び試行状況を考慮し、研究開発機関にふさわしい人事評価制度となるよう、労組と誠意ある交渉を行うこと。</p> <p>(2) 7級以上の人事評価制度について、その実施状況、改善すべき事項などについて説明すること。</p>	<p>人事評価精度については、貴組合との協議を踏まえ、制度及び運用方法の等の見直しを行ってきたところであり、導入後においても制度や評価方法等を常に点検し、必要な改善を図っていく所存である。</p>	<p>4. 勤務時間の管理について</p> <p>過去の経緯等を含め、勤務時間の管理の実態について明らかにするとともに、今後の勤務時間の管理について、その具体的な内容を提示し、速やかに労組と交渉を行うこと。特に、実態とかけ離れた「超勤を命令しない」としている職員等の処遇について改善案を提示すること。</p>	<p>サービス管理のシステム化については、本年10月から全拠点で運用を開始したところである。本システムは、職員等の参考在席時間について、所属長が客観的に把握し記録することを容易にさせ、事務の合理化が図られるとともに、健康管理に資するものであり、今後も適切に運用していく所存である。</p>
		<p>5. 消防隊について</p> <p>自衛消防隊として、24時間体制に最も相応しいのは、警備職員である。警備職の委託化をやめ、職員にするとともに、訓練・教育を充実させること。</p>	<p>機構の業務を外部に委託することについては、機構の判断において行うものである。</p>
		<p>6. 制度変更の一方実施について</p> <p>福利厚生制度の変更及び新設を行おうとする場合は、事前に労組と協議すること。</p>	<p>労働条件に係る事項については、貴組合と協議することは当然のことであると考えている。</p>
		<p>7. 「2008年度賃金・労働条件改善要求」について</p> <p>機構は、春に提出した2008年度賃金・労働条件改善要求（2008年3月13日付・59原研労中1-34号）について、非常に不満足な回答を提示したが、再度、検討の上、誠意ある回答を文書にて行うこと。</p>	<p>2008年度賃金・労働条件改善要求については、平成20年5月20日付け文書をもって回答しているところである。</p>

